18･9世紀ドイツの社会経済思想

今回のテーマ： 19世紀末葉のドイツにおける国家体制構想

報告者　遠藤泰弘（松山大学）、杵淵文夫（東北大学）

討論者　高橋義彦（慶應義塾大学大学院）

世話人　原田哲史（関西学院大学）、大塚雄太（名古屋大学）

参加人数　約20名

19世紀末葉のドイツにおける社会・国家構想について、フーゴー・プロイス（1860～1925年）とフリードリヒ・ナウマン（1860～1919年）に着目し、意義と限界を検討した。

第1報告すなわちプロイスに関する遠藤報告は、以下のとおりである。

第二帝政期ドイツにおいて、ビスマルク憲法体制に対する厳しい批判者であったプロイスは、ドイツ革命による帝政崩壊後にヴァイマル共和国憲法の起草を任された。ここでプロイスは、独特の直接公選大統領制の導入を構想することとなるが、この構想は純粋なゲノッセンシャフトとしての諸国民共同体の完成を前提としていた。

しかし、この諸国民共同体は、ヴァイマル共和国時代を通じて遂に完成することはなく、プロイスの直接公選大統領制構想は、その思想的前提を欠いたまま、いわば条文だけが一人歩きする形で実現した。そして、この直接公選大統領制は、ヴァイマル末期にはプロイスが全く想定しない形で一人歩きを始め、大統領内閣と議会は対立を繰り返し、ナチス政権が誕生する。ヴァイマル共和国の帰結について、一義的な責任をプロイスに帰することはできないとはいえ、もともとのプロイスの前提がどこまで妥当なものであったのか、という問いを立てることが必要である。

　その解明にあたって、1889年に公刊されたプロイスの主著『領域としての・国家・帝国』で展開されたプロイスの国際秩序観を分析対象として、仲間団体を積み上げていくというプロイスの重層的な政治秩序構想が孕む、責任主体の拡散という問題に対する彼の理論的な対応の是非を検討しなくてはならない。すなわち、政治共同体としてのおよび国家、帝国とそれ以外のとの区別、さらにはと国家の概念的区別に関するプロイスの主張を吟味しなければならない。

プロイスは、この問題への対応として、領域が、自ら自身もしくは自らに含まれているより狭隘な領域を、本質的に変更もしくは解消する法的能力としての「領域高権（Gebietshoheit）」という概念を導入する。その際、領域高権を国法上の物権と解して「領域（Gebiet）」を国家権力の客体と解する支配説が批判され、領域を政治共同体の内的構造の有機的存在部分と理解した上で、人格的要素と空間的要素を有機的に結合させる必要が説かれる。このような領域の中に組織化された人民として概念化された領域を研究の出発点とし、最も狭隘な領域から最も広い領域までを、下から上へと跡づけることにより、と国家の概念上の区別という根本問題への応答が試みられたのである。

具体的には、神聖ローマ帝国の時代にまで遡った国法史叙述、すなわち領域としての都市と、それに対立する「領邦高権（Landeshoheit）」の対比を通じて、領域としての都市がかつては異質な形成物の中で、浮いた存在であったことが明らかにされる。そして、第二帝政期というプロイスが生きた同時代において、諸種の実定法が整備される中、や国家、帝国といった、新帝国において新たに形成された政治共同体が、いずれも領域であることが明らかされた上で、その領域相互の組み入れ方の違いの中に、と国家の概念的な区別が見出される。すなわち、自ら自身を変更もしくは解消する法的能力としての領域高権の有無が、と国家を区別するメルクマールとされるのである。

こうして、領邦国家と帝国を、領域高権を伴った領域と認定することにより、帝国と領邦国家を共に国際法上の権利主体と見なすことの可否や、帝国領エルザス・ロートリンゲンの法的地位をめぐる問題といった、第二帝政期ドイツの国法学や国家学における理論上の主要な争点に対して、プロイス独自の観点による解決が与えられたのであった。

第2報告すなわちナウマンに関する杵淵報告は、次のとおりである。

ナウマンは、ヴァイマル憲法制定に関与し、特に「ドイツ人の基本的権利と義務」の成立に貢献したことでも知られる。遡って19世紀末葉、ナウマンは福音主義教会の内国伝道の社会奉仕活動に従事する牧師であり、以後世紀転換期にかけて活動の舞台をドイツ国政へと移した。このようなナウマンの活動領域の転換を念頭に置いた時、1890年前後を対象としてナウマンの思想において、国家はいかに重要な役割をもつにいたったのであろうか。

　そこでまず、社会問題に関するナウマンの関心の高まりに着目し、彼が労働者問題や家族問題にいかに対処すべきと考えたのかを検討した。とりわけ、ナウマンが社会政策を論じる中で国家にどのような役割を担わせたのかに焦点を当てた。

　当初、ナウマンは福音主義教会の社会奉仕活動に従事し、貧困問題に取り組んでいた。1890年頃ナウマンは内国伝道の創始者ヴィヘルンの思想にもとづいて、社会政策の拡充は遠からず国家的な課題となると考えた。まず、労働者問題や貧困問題に対してナウマンは、直接生産に投下されずに労働者を搾取する巨大資本を、国家の管理下に置き、公共の福祉施設の拡充を目的として、これらに課税すべきとした。さらに、労働者の経済生活を保障する「所得権」を法的に確立することによって、労働者福祉（病気休業補償、事故補償、老齢・廃疾保険など）を拡充し、労働者の生命や健康を保障する「保護権」によって、労働者保護（安息日の確保、児童労働禁止、衛生規定など）を整備する必要を説いた。これと並んで、結社の権利を保障するために結社、集会、出版の自由を主張し、次いで、家庭生活の崩壊の問題に対しては、貧困家庭を対象として国家福祉（老齢年金、疾病保険）を整備し、国家負担で児童教育や育児支援の拡充を訴えた。このような彼の構想は、将来的に国家の担う役割が拡大するという見通しに基づくものであった。それは同時に、ナウマンが、国民の道徳的・経済的生活の最低限度を保障するものとして国家を捉えていたことを意味する。

　ナウマンは内国伝道活動に従事する過程で、国家が大きな役割を担うような社会・国家論を構築し始めたのであった。また、福祉や教育における国家の機能を重視している点からすれば、福祉国家的な理念の萌芽が、すでに1890年前後に生じつつあったと言えるだろう。ただし、そうした国家権力の肥大化を容認する姿勢には、権力に対するナウマンの警戒心の低さを読み取ることもまた可能である。

　以上の2報告に対し、討論者は次のような質疑を行った。

遠藤報告について、これまでの研究では『領域団体』論の詳細が明らかにされてこなかったので、その内容から彼の国際秩序観を引き出していることが評価できるとしたうえで、第1に、「ゲノッセンシャフト論」「自治論」「主権批判」といったプロイスの思想的中核と、統一国家を強調する彼の共和国憲法構想との関連をどう考えたらよいか、またそれに対するプロイス自身の見解はどうであったのか、という疑問が出された。第2に、プロイスが自身の国際秩序観の現実的妥当性をどのように捉えていたのか、という質問があった。

　遠藤氏によれば、「直接公選大統領制構想」を除けばプロイスの構想そのものと実際の共和国憲法との間には結果的にかなりの懸隔が生じたが、翻って、ではなぜ「直接公選大統領制構想」だけが残存したのかという点に着目したのが本報告である。したがって、当初の構想と、プロイスの妥協過程を含む共和国憲法の現実形態とは、区別されて論じられねばならない。また統一国家の強調には、プロイセンの解体の狙いが込められていたのであり、ライヒの優越およびゲマインデの権限を強めるという論理はそれ自体として矛盾を孕まない。第２の点について報告者は、少なくとも89年の段階において、論理的にはプロイスは自信を持っていただろうとし、大戦中の敗戦色が濃厚となった段階においてもそれは維持されたという見解を示した。戦後ヴェルサイユ体制におけるプロイスの考え方の詳細については十分に明らかになっていないものの、プロイス自ら自身の論理的破綻を告白したという資料が存在する可能性について言及があった。

　杵淵報告についての討論者の質疑は、次のとおりである。報告では19世紀末のナウマンの思想において「キリスト教社会派期」と「国民社会派教会期」が区別され――それらを前期・後期と呼ぶなら――前期に焦点を当てて考察された。では、前期と後期の転回点の契機は何であり、とはいえそこでの連続性を重視するとすれば具体的根拠は何なのか。

杵淵氏は、ナウマンがキリスト教と社会問題の連結が可能であると考えた時期において、彼の国家論形成の端緒が見られると指摘した。しかし相対的に彼のキリスト教に対する見方、およびその経済政策との関連性がはっきりしなくなる。したがってその明確化と彼の思想的連続性の所在確定は非常に困難な課題だが、20世紀初頭までの彼の著作群にキリスト教関連のものが散見されるため信仰からの離反を認めるには及ばない、と考えるべきである。ただ、従来指摘されてきたように、パレスチナ旅行における理想と現実のギャップが彼に衝撃を与えたこと、またヴェーバーの『国民国家と経済政策』に接したことなども、彼の政治志向の強まりを示すものとして重要だとした。

なお、フロアからもいくつかの質問や意見が出されたが、そのひとつとして杵淵報告に対し、ナウマンとシュモラーの親近性を指摘するものがあった。報告者は、ブレンターノのナウマンへの経済政策思想面での影響を認識していたが、シュモラーとブレンターノのつながりを考えると、シュモラー、ブレンターノ、ナウマンというラインが浮上しうるのではないか、というさらなる検証課題が示唆されたことは有益であった。